

# ハート・ケア・ステーション介護職員初任者研修（通学） 学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 特定非営利活動法人ハート・ケア・ステーション

所在地 兵庫県加古川市野口町古大内302番地の2

（目的）

第2条 介護職員として業務を遂行する上で求められる基本的な知識・技術及び心構えを習得する為の養成研修を行う事を目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成する為に、次の研修事業を実施する。

介護職員初任者研修（通学）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

ハート・ケア・ステーション介護職員初任者研修（通学）

（年間事業計画）

第5条 平成30年度研修事業の年間開講詳細については、別添「平成30年度介護員養成研修年間事業計画書」のとおり実施する。

（受講対象者）

- 第6条
- ・介護に従事する事を希望する16歳以上の心身ともに健康である者。
  - ・義務教育修了者、もしくは日本語の読み書きがそれに準ずる能力を有する者で演習を含む全ての糧尾を自分一人の力で受講・遂行する事が可能な者。
  - ・当法人が適当と認める者。

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は下記の通りとする。

金50,000円（税込）

【テキスト代6,480円（税込）、保険料500円を含む】

終了評価不合格者の追試費用は、2回目まで無料とし、3回目以降3,000円とする。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次の通りとする。

日本医療企画（初任者研修課程テキスト全3巻 第3版）

(研修カリキュラム)

第9条 研修するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム表」の通りとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行う為に使用する講義及び演習会場は、次の通りとする。

兵庫県加古川市加古川町平野517番地 平野ビル2階

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は、別添「担当講師一覧」の通りとする。

(実習施設)

第12条 実習については行わないのとする。

(募集手続)

第13条 受講申込手続きは次の通りとする。

(1) 当法人指定の申込用紙またはWebの申込フォームに必要事項を記入又は入力して、郵便・Web手続きにより申込む。

(2) 受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

2 受講申込手続き完了後の解約については、標準受講期日内において解約申出を受け、受講開始日からの期間により解約金を定め、差額については、受講者へ返金を行う。

(科目の免除)

第14条 科目の免除については認めない。

(研修終了の認定)

第15条 第9条に定めるカリキュラムにおいて、スクーリングの全日程の出席、知識と技術の評価テストの合格、修了試験の合格及び受講料等が完納されている者を修了者と認める。

2 研修修了の認定に係る評価は以下の通りとする。

(1) 修了試験については、5者択一全32問、記述式全1問、100点満点70点以上が合格

(2) 演習については、講師による学習理解度の評価を行う。

(補講の取り扱い)

第 16 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行う事により当該科目を修了したものとみなす。

(受講の取り消し)

第 17 条 次の各号の一に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消す事ができる。

- (1) 学習意欲が著しくかけ、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの振興を妨げる者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行う事ができなくなった者
- (5) その他、事業者が不適当とみなした者

2 受講の取り消しされるに至った者は、その間履修した当該研修については、全て無効とし、受講料の返金は行わない事とする。

(証明書の交付)

第 18 条 第 15 条により修了を認定された者には、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了管理の方法)

第 19 条 修了者は修了者名簿に記載し、要綱に指定された様式に基づき管轄庁に報告し、修了名簿については永年管理する。

(公表する情報の項目)

第 20 条 研修機関が公表すべき情報については、別紙「研修機関が公表すべき情報の内訳」を次のホームページ上で公表する。

[\(http://care-st.jimdo.com/\)](http://care-st.jimdo.com/)

(研修事業執行担当)

第 21 条 研修事業は事業者の初任者研修事業部で執行する。

(その他の留意事項)

第 22 条 研修の実施にあたり、下記の通り必要な措置を講じるものとする。

- 2 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて、研修事業部と連携し、苦情及び事故が生じた場合には速やかに対応する。

苦情処理部署：ハート・ケア・ステーション初任者研修事業部

079-490-3118

（個人情報管理）

第 23 条 事業実施により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。又、受講者等が講習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用する事がないよう受講者の指導を行う。

（附則）

第 1 条 この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、事業者がこれを定めるものとする。

第 2 条 この学則は平成30年6月1日より施行する。